

会 議 の 経 過

開 議 午前 10 時 00 分

平成 26 年 6 月 17 日 (第 8 日目)

議 長 (青木幸保君)

ただいまから、平成 26 年第 2 回平泉町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長 (青木幸保君)

日程第 1、請願第 1 号から日程第 3、陳情第 1 号まで、請願 2 件、陳情 1 件を一括議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

4 番、寺崎敏子議員。

4 番 (寺崎敏子君)

請願・陳情審査報告書。本委員会に付託された請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条第 1 項の規定により報告いたします。

請願 1 号、件名、ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正を求める請願について。審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

請願 2 号、件名、平泉町の子どもたちの甲状腺検査を求める請願。審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

本委員会の意見としまして、審査の中では、県、町では尿検査のみの実施となっているが、健康な暮らしの安全・安心といった視点から見ても、検査を希望される住民へは町単独で受診できるよう配慮すべきといった意見がありましたので、併せて報告いたします。よろしくご審議お願いしたいと思います。

陳情 1 号、件名、町営建設工事の町内業者への優先発注について。審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

委員会の中の意見としましては、5社のみならず町内業者においては施工技術を更に精度の向上に努めるよう申し添えるべきとの意見がありましたので、これも併せてご報告いたしました。

以上3点、よろしくご審議お願いしたいと思います。

議長（青木幸保君）

これから請願第1号、ふたたび被爆者をつくらないために「現行法」（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）改正を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、請願第1号は、採択と決定しました。

次に、請願第2号、平泉町の子どもたちの甲状腺検査を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、請願第2号は、採択と決定しました。

次に、陳情第1号、町営建設工事の町内業者への優先発注についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、陳情第1号は、採択と決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、阿部正人議員。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

この度、議会運営委員会の改選期にあたりまして、私こと阿部正人が議会運営委員長ということで推薦されました。よろしくお願ひいたします。

それでは、閉会中の継続調査申し出について。

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、委員の任期中の継続調査と決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、(1)本会議の会期日程等議会の運営に関する事項。(2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。(3)議長の諮問に関する事項。

以上、よろしくお諮り願います。

議長(青木幸保君)

議会運営委員長から、所掌事務のうち本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について委員の任期中の継続調査する申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の所掌事務のうち本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について委員の任期中の継続調査とすることに決定しました。

議長(青木幸保君)

日程第5、北上川治水調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、北上川治水調査特別委員長の報告を求めます。

北上川治水調査特別委員長、千葉勝男議員。

9番、千葉勝男議員。

9番(千葉勝男君)

閉会中の継続調査の申し出をいたします。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、北上川治水事業についてであります。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長(青木幸保君)

ただいま北上川治水調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第6、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長、大内政照議員。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

閉会中の継続調査を申し出いたします。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出いたします。記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産調査についてでございます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第7、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

閉会中の継続調査申出書でございます。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、議会改革調査についてであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

ただいま議会改革調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長 (青木幸保君)

日程第8、承認第2号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉税務課長。

税務課長 (千葉多嘉男君)

それでは、議案書の4ページ目をお開き願いたいと思います。

承認第2号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は主に、公的年金からの町民税の特別徴収制度の見直し、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、肉用牛の売却による事業所得の課税についての適用期限の延長、一般株式等、上場株式等の譲渡所得等に係る町民税及び国民健康保険税の課税に係る特例についての法改正を行うものでございます。

それでは、承認第2号の参考資料により説明させていただきますので、そちらの方をお手元をお願いしたいと思います。

新旧対照表の1ページ目でございますが、第48条の2、第1項は公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について定めており、現行では、特別徴収対象者が町外に転出した場合は特別徴収を停止し普通徴収で納付することになってはいますが、特別徴収対象者の除外規定の見直しにより特別徴収対象者が町外に転出した場合でも特別徴収を継続できるように改正するものでございます。

1ページ目裏をお開きください。

第48条の5、第1項は、年金所得に係る仮特別徴収税額等について定めており、前年度に特別徴収された額に相当する額を当該年度の仮特別徴収税額として徴収することとしておりますが、改正後は、前年度の町民税額の2分の1に相当する額を当該年度の特別徴収税額として徴収するように改正するものでございます。

1ページ裏から2ページの57条につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴う固定資産税の非課税の項目を追加したことによる条ずれの措置による改正でございます。

2ページの59条につきましても、同じく子ども・子育て支援法の施行に伴う固定資産税の非課税の項目を追加したことによる条ずれの措置による改正でございます。

2ページ目から2ページ裏の128条第3項は、国民健康保険の課税額について定めており、後

期高齢者支援金等課税限度額が「14万円」から「16万円」、介護納付金課税限度額が「12万円」から「14万円」に上がるものでございます。

2ページ裏の第136条の第1項につきましては、地方税法施行規則の改正に伴う条ずれの措置によるものでございます。

2ページ裏から3ページの第139条につきましては、128条の国民健康保険限度額の改正に伴う減額措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更するものでございます。

3ページから4ページ裏まで、附則第6条につきましては、地方税法にも規定されております課税標準の細かな計算規定を定めるものであったことから、条例の性格を踏まえ削除するものでございます。

4ページ裏から6ページ裏までの第6条の2及び第6条の3につきましても、地方税法におきまして規定されている課税標準の細かな計算規定を定めるものであったことから、条例の性格を踏まえ削るものでございます。

6ページ裏の附則第8条第1項につきましては、肉用牛売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を「平成27年度」から「平成30年度」に改正し、3年間延長するものでございます。

6ページ裏から7ページの附則第10条の2につきましては、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品等に係る課税標準の特例措置が新たに追加されたことによる規定の改正による項目を加えるものでございます。

7ページから7ページ裏の附則第10条の3につきましては、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物に対する減額措置の創設に伴い、新たに項目を加えるものでございます。

7ページ裏から8ページまでの附則第17条の2については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を「平成26年度」から「平成29年度」に改正し3年間延長するものでございます。

8ページの附則第18条の3、第1項につきましては、第1項の規定の明確化による整備。

附則第18条の3、第2項は、移行一般社団法人に係る非課税措置の廃止に伴い条項を削るものでございます。

8ページから8ページ裏の附則第18条の3につきましては、移行一般社団法人に係る非課税措置の廃止に伴い、法改正に合わせて改正するものでございます。

8ページ裏から10ページ裏までの附則第28条から附則第29条までの東日本大震災に係る特例につきましては、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き条例には規定しないとするため、それぞれ条項を削り、附則第30条を附則第25条とし、附則第31条を附則第26条に改正するものです。

11ページの附則第7条の4については、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の特例附則第8条の2、第1項の新設に合わせて引用条項を加えるものでございます。

11ページから12ページ裏までの附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特例公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備に

よるものがございます。

12ページ裏から13ページの附則第18条につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことによる所要の規定の整備によるものがございます。

13ページから14ページまでの附則第18条の2につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定を改正するものがございます。

14ページから17ページの附則第18条の2の2から第18条の2の6につきましては、地方税法におきましても規定されている課税標準の細かな計算規定を定めるものであったことから、条例の性格を踏まえ規定を削るものがございます。

17ページ裏から18ページの附則第18条の2の7、第2項につきましては、法改正に伴い所要の規定の整備をし、規定を繰上げ附則第18条の2とするものがございます。

18ページから19ページまでの附則第18条の2の8につきましては、地方税法におきましても規定されている課税標準の細かな計算規定を定めるものであったことから、条例の性格を踏まえ削るものがございます。

19ページから21ページ裏までの附則第18条の2の9につきましては、条約適用配当等に係る分離課税について、特例公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い所要の規定の整備をし、規定を繰上げ、附則第18条の2の3とするものがございます。

21ページ裏の附則第18条の2の10につきましては、租税条約等に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律においても規制されている課税標準の細かな計算規定を定めるものであったことから規定を削るものがございます。

21ページ裏から22ページまでの附則第18条の3の2につきましては、法令改正に伴う所要の規定の整備による改正をするものがございます。

22ページの附則第18条の4の2につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特例公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所定の規定の整備による改正のものがございます。

22ページから22ページ裏までの附則第20条につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことによる所要の規定の整備による改正となっております。

22ページ裏の附則第21条につきましては、上場株式に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定を申請したことによる改正でございます。

22ページ裏から23ページの附則第21条の2につきましては、法改正に伴い規定を削るものがございます。

23ページ、附則第22条につきましても、法改正に伴い規定を削るものがございます。

23ページ、附則第23条を附則第21条の2、附則第24条を削り、附則第25条を附則第22条とし、附則第26条を附則第23条とし規定の整備を図るものがございます。

23ページから23ページ裏の附則第27条につきましては、条約適用配当等に係る分離課税

について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことによる規定の整備で、これを附則第24条とするものでございます。

23ページ裏の附則第32条につきましては、法改正に伴い規定を削るものでございます。

この条例につきましては、平成26年4月1日から施行しようとするものでございますが、各条項により施行期日が異なっておりますので、議案書の方の8ページから8ページ裏に記載しております内容をお目通し願いたいと思います。また、町民税、固定資産税、国民健康保険それぞれの経過措置につきましても議案書8ページ裏から9ページに記載しておりますので、内容をお目通し願いたいと思います。

地方税法の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布され、4月1日からの施行ということでございますので専決処分を行ったものでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

確か配当所得関係は1月1日から施行になっているはずなのですがけれども、なぜ今頃条例改正がこのタイミングで出てきているのか、ちょっと理解できないのですが。タイミングが遅いのではないかという疑問なのですが。8ページにありますね、1月1日からではないですか、違いましたか。ちょっとその辺説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員、もう一度ご質問を。

2番（大内政照君）

配当所得関係ですけれども、課税の率が今年の1月1日から変わっているはずですよ。それで、どうもこれ4月1日になっているし、あとは見ていくと平成27年1月1日とかになっていますけれども、その辺は町の条例と国の法律が若干違うということもあるのでしょうか。その辺のちょっと説明、もしできたらお願いします。

議長（青木幸保君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

地方税法の改正によります通達につきましては、先程言いましたとおり3月31日で来ていましたけれども、配当につきましては国民健康保険税とかその他諸々の関連する町税の方ありますけれども、その施行日につきましては、通達によりますと平成29年1月1日から適用になるということできておりますので今回条例提案させていただいたものでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

議長(青木幸保君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

討論なしと認めます。

これから承認第2号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

議長(青木幸保君)

日程第9、承認第3号、平成25年度平泉町一般会計補正予算(第6号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長(岩淵毅志君)

それでは、議案書10ページをお開きいただきたいと思います。

承認第3号、平成25年度平泉町一般会計補正予算(第6号)の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

11ページの裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきます。なお、款項同額の場合につきましては項の補正額でご説明をいたします。

初めに歳入でございます。

2款地方譲与税300万9,000円の減、1項地方揮発油譲与税93万9,000円、2項自動車重量譲与税394万8,000円の減。

3款利子割交付金、1項利子割交付金23万7,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金72万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金166万7,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金395万9,000円の減。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金99万9,000円。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金19万1,000円。

9 款地方交付税、1 項地方交付税6,006万8,000円、これは特別交付税の増額でございます。

1 0 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金 1 1 万1,000円。

1 4 款県支出金、1 項県負担金 5 万7,000円。

歳入合計補正額5,708万2,000円。

次に歳出でございます。1 2 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費5,503万4,000円。これには財政調整基金積立金5,202万円の増額が含まれております。

1 0 款教育費、5 項社会教育費204万8,000円。

歳出合計補正予算額5,708万2,000円。

今回の専決処分につきましては、3 月議会定例会終了後から年度末におきまして一部の歳出予算財源額の確定があったこと、それから一部歳出予算の不足がありましたことから補正予算が必要となりましたことから、本来であれば臨時議会を招集し議決いただくこととございますが、年度末ということもございまして議会を招集する時間的余裕がありませんでしたことから、平成26年3月31日付けで専決処分をさせていただいたところでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

3 番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

ページ、1 3 ページ裏にある地方交付税とありますね、これの明細書ですけれども、これ補正額6,006万8,000円ですか、これ主なものの交付税、歳入の中での主なものの交付税の増額というのはどんなものかということと、それからページ、1 4 ページの財産管理、これ裏か、なんだ間違えたか。積立金の取崩しというのがありますが5,210万円、積立金により、財産管理の積立金の取崩し、これについて主なこの取崩しの分はどこなのかということです。その辺をお願いします。歳出の部分ですね、歳出部分の財産管理、ページが違いましたね、1 4 ページではないですね。歳出の財産管理の部分、歳出の部分、1 4 ページの裏です。2、歳出の部分の2 款総務費の中です。1 4 ページの裏ですね。財産管理があります。補正額5,468万5,000円、これの財政調整基金積立金とあります、5,202万円。これはどこからの収入で財政調整基金に積立て、どこからの収入って、どこから主な積立金を持っていったのか、金額でね、総合的なものなのかどうなのか。

議 長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

初めに、予算書1 3 ページ裏の地方交付税の6,006万8,000円の内容でございます。これにつきましては特別交付税でございまして、昨年、平成25年7月26日から28日までの間に発生いたしました大雨洪水災害に伴う特別交付税の増額ということでこの額が交付されているものでご

ございます。

それから14ページ裏の歳出、総務管理費、財産管理費の財政調整基金積立金5,202万円でございますけれども、これにつきましては今回の専決処分させていただきました第6号補正の充当財源を除いた残額の5,202万円を財政調整基金に積立てさせていただいたものでございまして、中身につきましては特別交付税の増額分でございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第10、承認第4号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案書16ページをお開きください。

承認第4号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

17ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額ですので項の補正額でご説明いたします。

歳入、4款県支出金、2項県補助金6万8,000円、これは東日本大震災により被災した被保険者の国保一部負担金特例措置に対する補助金でございます。

歳入合計補正額6万8,000円。

歳出、2款保険給付費、1項療養諸費6万8,000円、一般被保険者療養諸費でございます。
歳出合計補正額6万8,000円でございます。

今回の補正につきましては、被災した被保険者に対する国保一部負担金特例措置支援事業費補助金が昨年、対象医療費が25年1月から25年12月を対象とした医療費でございまして、それらの実績が出てから県に補助金の申請を行うということで、その補助金申請が3月でございまして、決定につきましても3月ということでございましたので今回専決処分ということでさせていただきます。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第11、承認第5号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書19ページでございます。

承認第5号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

それでは、20ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

初めに歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金142万5,000円の減。

歳入合計142万5,000円の減。

次に歳出でございます。

1 款水道事業費142万5,000円の減、1 項水道管理費74万3,000円の減、2 項営繕費68万2,000円の減。

歳出合計142万5,000円の減でございます。

今回の専決に関しましては、一関市からの工事負担金については舞川地区の配水管敷設工事負担金並びに舞川地区の消火栓負担金をいただくものでございますが、工事負担金の中に消火栓負担金も含まれる予算計上をしていたということから今回は正したものでございまして、そのためによる専決処分でございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第12、議案第21号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第21号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては社会教育指導員の報酬の変更でございます、この職につきましては、社会教育をより充実させていくための新たな事業の展開や社会教育に求められているまちづくりに関する事業を展開していくため、社会教育の専門職員として配置し、社会教育の充実を図ることを目的としております。特にこれからは公民館活動に対する指導員として地域に寄り添い、地域の課題解決の支援やまちづくりに積極的に関わる人材の育成など足を使って活動する役割を担っていただきたいと考えているところでございます。そのことから現在の報酬額ではその職務に見合う内容となっておりますことから、近隣自治体の同職の報酬額を参考に今回改正をさせていただくものでございます。

それでは議案第21号、参考資料で説明をさせていただきます。参考資料の最後のページ、25ページをお開きいただきたいと思います。

現行の別表、第3条関係、区分24の社会教育指導員の報酬月額11万2,000円を、改正後(案)の15万3,000円に改正しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

大変いいことではないかと、社会教育をもっと充実してほしいというのは私もずっと思っていたところなので是非こういうふうな形でまちづくりに活性化を図っていただきたいということでもいいことだと思うのですが、もう少しお伺いしたいところがあります。

この社会教育指導員の勤務態勢とか、それからどこに配置されて分野的にはどのような分野を指導してくださるのか、その内容的にご説明願います。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

ご質問にお答えいたします。勤務場所につきましては平泉町公民館を考えておりますが、ただし業務の内容によっては教育委員会の事務局に勤務する場合もあるというふうに予定しております。勤務時間につきましては週28時間以内ということで、原則としては平日9時から16時の勤務というふうに考えております。ただし行事とか、あと講座等がある場合は土日の勤務についても相談して対応をお願いしたいというふうに考えておりました。

具体的な業務の内容でございますが、公民館の各種学級講座の企画とか運営に関すること。それから各種の学習グループ、サークル、団体の育成に関すること、公民館施設の窓口業務等の公

民館管理運營業務に関すること等を想定してございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

そうすると主に公民館という形になるわけですね。実は、ここ公民館の職員に女性職員がずっと不在になっているわけです。それがかつて女性をなんとか職員もということ、個人的でしたけれども教育長にお話を申し上げていたところでございますが、今回も男性になるのか女性になるのか、ちょっとこの辺、この今の段階では明記されていないのですけれども、できれば男女があそこの公民館に行って共に学習できるような状態ということであればいいということなのですが、今の段階で男性か女性かお伺いできますでしょうか。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

様々な講座をする時に、女性職員がいなくなかなか相談がしづらいとかですね、あとそれからキャンプ等に出掛けた時に児童の皆さんが相談するような体制がないとか、女性職員がいなくて不都合な点多々ありまして、現在では教育委員会の事務局の方と相談しながら対応をしているところでした。今回配属予定をしております教育指導員につきましては、現在のところ公募等をかけまして面接をいたしまして決定することとしておりますので、現在のところ、男性、女性ということで今の席でお答えはすることはできませんが、寺崎議員のご意見を尊重してそのあたりも勘案しながら選出にあたりたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

今回この金額を上げるということなのですが、そもそも何人、社会教育指導員というのはいらっしゃって、それで今後増員の計画があるのかどうかですね。まちづくりに貢献していただくにはやはり1人、2人では足りないような気がしますし、人数的にはどういうふうな計画があるのか。現時点と将来と、どういうふうに人数が推移するのか、その辺をちょっとお伺いします。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

教育指導員の配置につきましては、平泉町におきましては昭和49年度から平成16年度までは1人ずつ配置を行ってきたところですが、平成17年度以降につきましては配置はしていない状況でございました。なので、現在の配置状況はゼロということになります。今年度選任をいたしまして配置した場合は、現在のところは1人ということと考えております。

今後の計画でございますが、その方の稼働の状況とかですね、動きを見ながら、どのようにしたらいいか検討していきたいと思っております。

一方、県内の状況を見ますと、33市町あるうち配置していないところは7市町村ということで、特にも沿岸部の配置が弱いような状況でございます。また県南につきましては、4市町村のうち配置していないのは平泉町のみということで、複数配置も多くしている状況ですので、今後複数体制が可能であればそのあたりも検討していきたいというふうに考えておりました。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

是非配置の方はお願いしたいのですが、やはり仕事の内容によっては専門的な知識なりですね、そういった部分も必要な印象を受けるのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

社会教育指導員の資格とかというのは特に定められておりません。生涯学習の支援に意欲とか関心があって、継続して支援ができるようなそういう方というふうに考えておりました。なお、教育委員会事務局では県南事務所等が開催する研修会とか、それから近隣の市町村との情報交換の場がありますので、そういう機会に派遣をいたしまして研鑽を積んで、少しでも充実した活動ができるように今後は支援していきたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

久しぶりの配置だということですが、ここでこの特別職の給与及び旅費、費用弁償について増額した理由というのはなんなのですか。この社会教育指導員の報酬だけ据置いてきたという趣旨なのでしょう。その事情をお知らせください。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

先程の答弁でも申し上げたように、平泉町では平成17年度以降、現在にかかってまで配置をしていない状況でした。一方では社会教育指導員に求められるものがまちづくりに関係するような事業とか、地域に出向いて相談をしながら団体を支援するというような役割も新たに加わってきましたことから、周辺市町村の状況等を勘案いたしまして今回増額の報酬改定をお願いするのでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (青木幸保君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第21号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第21号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時08分

議長 (青木幸保君)

再開をいたしたいと思えます。

日程第13、議案第22号、平泉町農業労働力調整協議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川農林振興課長。

農林振興課長 (石川二三夫君)

議案第22号、平泉町農業労働力調整協議会条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

まずこの協議会でございますが、農業委員会が毎年示しております農作業標準賃金額ですか、これを示しているわけでございますが、この協議会において協議をしまして、農業委員長の方にそういった標準賃金額を諮問するというような役割を果たしている協議会でございますが、これらは昭和38年に設置しております、それ以降、改正されずに今日まで至っているわけでございますが、今回議案としてお示ししております委員の第3条第2項の第3号に示してありますように、この参考資料の25ページをすみません、お開きください。ここに現行と改正後で示しておりますように、「農業改良普及員及び生活改善普及員」というふうになっておるところを「農業改良普及センターの職員」というふうに改めるものですが、いずれこれまで県の機構改革で名称は変わってはいたのですがそのままの状態であったということで、そういった普及センターからの指摘もございまして、いずれ今回後れ馳せながら改正をするという状況でございます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

条例では委員が概ね13名というような形で組織するというふうになっておりますが、現在は何人いるのかということが一つと、あとはこの委員の中にですね、最近は商工業者も加わっている市町村もあるようですけれども、今、商工業者と農業が非常に結び付きを大事にして、今6次産業とかなんとかというようなことまで発展してきているようですけれども、本町の場合はその商工業者という項目がないようですけれども、どういう気持ちでいるのか、その辺お聞きしたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

現在は14人委嘱をしております、いずれ条例では概ね13人という形にはなっておりますが14人の委員でございます。それで今、商工業者を委員の方に委嘱をする気はどうだということでございますが、いずれ現在、商工業者の方はもちろん入ってございませんが、今後そういった意見も踏まえて、どういった形になるか、農業委員会なり事務局の方で検討をしてみたいと思います。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

是非ですね、県内も半分まではいきませんが、私の見たところでは大分入ってきていますので、ひとつよろしくお願ひします。以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

これは名称が変わったということですが、その仕事の内容と申しますか、その辺はどういうふうになるのでしょうか。変わっているのか変わらないのか、その辺具体的に説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

この条例ができた段階ではですね、先程申しましたように、昭和38年に設置しているというところで、その当時はですね、恐らくは農業構造改善事業とかそういったものに支点、力点に置

いてですね、この条例を制定したということが多分にあったというところでしょうが、現在では例えば農作業の標準賃金を示すということで、例えば農作業の受委託、あとは農地の利用集積等に関してですね、それがスムーズに行くようなことで、そういった標準賃金を示すことによってそういった業務がスムーズに行えるようなことをですね、協議するという内容になっているかと思えます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

先程課長の説明にあったのですが、この名称というかこれを県からもご指導されてというふうにして、なにか気付かないでずっといたのなのか、指導されてもそういうことをせずにはずっとしていたのかという、とてもその事務的な初歩的なミスというか、ご指導されてからではなくて、そういうのをもっともっと早く指摘される前にやれなかったのかどうか、そういうところを、ちょっと恥ずかしいのではないかというふうに思うのでございますが、ちょっとその辺を。指導されてすぐ改正に、このように出したものなのか、2、3年先送りしていたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

ご指摘があったのはですね、この会議は今年の3月に協議会が開催されました時に、普及センターのその委員の方から、基本的には今名称が違っているので直すべきではないのかという指摘がありました。事務局としましては、基本的には厳密にはですね、名称が変わっているということは承知していたのですが、内容としましてですね、農業改良の普及、あとは生活改善の普及の部分については、意味合い的には同じかなということもありましてそのままにしていたのですが、いずれ指摘されたのは今回の会議が初めてで、いずれそちらからですね、きちんとした名称にすべきだという指摘もありまして直したという状況でございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

やはり思い込みだったりということではなくて、昭和38年につくった、設置された条例であれば、ましてや今のこういう社会でございますので、賃金も上がっているだろうし仕事の内容も変わっているだろうし、先程の議員もおっしゃるとおり、農業と商工とか工業というのも含めてそういう新しい動き方をするのではないかというふうにもなっていますので、どうぞ本当に農業振興を充実するという立場であってご指導するのであれば、その辺はきちんとした、曖昧なところではなくて、ちゃんとした計画を持ってやっていただきたいというふうに思いますが。

議長（青木幸保君）

ご意見ということでいいですか。

4 番（寺崎敏子君）

はい。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 2 2 号、平泉町農業労働力調整協議会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 2 2 号、平泉町農業労働力調整協議会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第 1 4、議案第 2 3 号、平泉町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

それでは議案書 2 5 ページでございませう。議案第 2 3 号、平泉町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴いまして、社会教育法の一部が改正されましたことから本条例を改正しようとするものでございませう。

それでは、参考資料の 2 5 ページの裏をご覧ください。議案第 2 3 号参考資料、平泉町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

現行の第 1 条のアンダーライン部分、「本町に、社会教育法第 1 5 条の規定により社会教育委員を置くことができる」と規定しているところを、改正後は、見出しを新たに「設置及び目的」

と付し、「この条例は、社会教育法第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の設置、委嘱の基準、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする」と規定いたしまして、第2条では「委嘱の基準」と見出しを付し、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。」と規定しようとするものです。

第3条では「定数」を、第4条では「任期」を、第5条では「報酬等」を、第6条では「解職」とそれぞれ見出しとして付し、第7条では新たに「補則」といたしまして、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」と規定しようとするものです。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

先程の社会教育指導員とですね、この社会教育委員、なんというのですかね、仕事の範囲といいますかね、その辺がちょっと私理解できないのですけれども、具体的にちょっと説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

先程の社会教育指導員というのは、実際に現場等に出向いて実務を行うような方になります。社会教育委員というのは全般的に広く、社会教育とか生涯学習等を見渡しまして、教育委員会等に意見をいただいたり、また独自に研究等を行ってそのあたりを教育委員会の方に提言いただいてその施策に結び付けるような、そういうような役割を果たすものです。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

この社会教育委員の条例の一部ということですが、平泉町内の社会教育委員と、あと中にいろいろと図書館協議委員とか公民館の運営協議委員ということで、当初は別々にあったような記憶があるのですが、どうも後半いろいろと、財政的などころだったり人員のためだったのか、どうも一緒にするような傾向が出ていたのがちょっと記憶にあるのですが、なぜそういうふうな形になっているか、今現行もそういう状況になっているのか、ちょっとご説明いただきたいと思えます。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

寺崎議員がおっしゃるように、前は公民館の運営審議会それから図書館の審議委員会と、それから社会教育委員会というような3本立てで協議を行っていたところでした。3年位前からですね、その規定を見直しまして、同じような形で公民館の分についても社会教育に関わる部分もありますし、また図書館の部分についても同じように社会教育の部分に入り込んでくる場合もあるというようなこともありまして、現在は一本化して社会教育の委員ということで、一本で審議等をいただいております。

議 長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

それでは、現行は私が思っていたとおりのことになりますね。そうすると報酬も一本化ということになるわけですね。要するに、前だとそれぞれの委員の人たちでそれぞれの報酬がありましたけれども、報酬はいつでもいいのですが、やはりこういう社会教育というのは多くの方々のご意見をもらってそして活動し、そして提言してもらうことに目的があるのだと思うのですが、同じ顔触れで同じようなことをやっていて、それで果たして社会教育が活性化されたり多くの意見を取り入れられるのかどうかということをどういう考えでおられるか、ちょっとお伺いいたします。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

議員のお話のもっともだとは思いますが、社会教育委員というのは前段でも申し上げましたように、その時に提言をいただくということではなくて、社会教育について全般に日々活動している中で研究をしたりとか、そういうようなことを積み重ねてその大儀に臨んでいただくというような立場がございますので、その方々ができるだけ多くの方と接する中で、また住民の声も上げていただくような形で社会教育の大儀については運営したいというふうにこちらでも考えておりました。

議 長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

改正後の委嘱の基準の中に、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資するという、そういった基準が今回出てきているわけですが、昭和24年施行の中にはそういったものが全く入っていなかったということで、今寺崎議員のあれもありましたけれども、そういった意味では委嘱をする基準というか、そういうところは変えていくというか、そういうあれはあるのか伺いたいと思います。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

当初はこの社会教育法の中にこの委嘱の基準というものが設けられておりました。それで社会教育法が改正されたことによって、それぞれの自治体が委嘱の基準というものを設けるべきというような考え方から、社会教育法の中にこの委嘱の基準というものが削除されましたことから、今回条例で、町の条例の方で新たに選任の基準を設けるといような内容になります。ただ、内容につきましては国からの通知もありますことから、この三者を入れるような形で条例の組み立てをするようにという通知もありますことから、前の社会教育法の流れを汲みながら今回条例改正をしようとするものです。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

その委員の選任にあたりましてそういう基準があるようなのですが、公募とかですね、そういった形は、やってみたいというような町民も含まれるのかどうか、そこを伺いたと思います。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

公募をするかどうかにつきましてはそれぞれの自治体の判断となると思いますので、そのあたりが実施可能かどうかは、今後選任にあたって検討して参りたいと思います。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

今伺いましたけれども、やはりどうしても限定された同じような委員にならないようにですね、広い意味で男女という形で、男女差についてはやはり教育関係は女性が高いというあれはあるのですけれども、できれば、もちろん女性に限りということではないのですが、その人たちの能力というか、そういった誰が見ても打倒なというか、そういった選任の仕方、そして公募も是非とも加えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第23号、平泉町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第23号、平泉町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第15、議案第24号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

それでは27ページをご覧くださいと思います。議案第24号、財産の取得に関し議決を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

今回の議案は、かねてから黄金沢土取り跡地の活用につきまして、地権者であります黄金沢土地開発地権者会と協議を行って参りましたが、太陽光発電事業での活用を行うことが決定され、町で用地を取得することでまとめ、6月5日までの間に個々の地権者全員から合意を得られましたので、用地となります土地の取得に関しまして議会の議決を求めるものです。

世界遺産の町である平泉が環境に優しい再生可能エネルギーの普及推進をすることは意義があり、また黄金沢地区はそのシンボルになると考えております。土地、土取り跡地、面積35.8ヘクタールのうち今回およそ取得が21ヘクタールと、更に既存の町有地5.7ヘクタール、山目生産森林組合用地2.7ヘクタールの計およそ29.4ヘクタールを活用して、パネル設置面積およそ19ヘクタール、発電量約13メガワット、一般住宅でおよそ3,900戸分として太陽光発電事業を行う用地とするものです。

取得する土地の内訳は、別紙のとおり黄金沢8番地他42筆となっており、参考資料といたしまして事前にお渡ししました資料は色が分かりづらいということがありましてですね、それから施設の配置が分かりづらいということがありまして、後日、添付資料を配布させていただいております。議案第24号参考資料①をご覧くださいと思いますけれども、後日お渡しした。図面上、黄緑色は1筆として買収する地目となっております。ピンクは分筆して町で買上げる土地になっていますし、そして町有地が紫部分となっております。そして山目生産森林組合所有地が37の2と177の5がありますけれども、白くなっている部分ですね、この部分を加えたところを活用して太陽光発電事業の用地にするということになりますし、黄色の部分については分筆し

た後の残地になります。この部分については用地取得を行わない部分となります。

議案第24号参考資料②をご覧くださいと思います。27ページ、太陽光発電事業用地平面図ということで、パネル設置枚数7万8,815枚を設置いたしまして、平場の部分を活用してこのようなパネル設置の配置を行うということになっております。そしてその中には防災のためですね、貯水池、沈砂池も現在のものを活用して設けながら、災害時の対策を行いながらやっていきたいということになっております。

その平場の部分がですね、それでは買収する土地とどのような位置関係になるかというのは、次のページの議案第24号参考資料③をご覧くださいと思いますが、これが買収する土地に対してですね、施設が、平場がこのような配置でなるという位置関係を表わした図面になります。

契約の相手方につきましては82名であります。個人が16人、三つの共有地がありますし、一関市の1筆で、全体で43筆となっております。取得単価については平米当たり480円となっております。以上ですので、よろしくご審議お願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

この件につきましては、大分以前から土取り場の跡地の活用については審議してきているところであります。それで本来は、企業を誘致して若者の定住策をとということが町長の考えであって公約でもあったのではないかと、それで地権者は企業誘致をするという土地利用ということです。ずっとその企業誘致を期待してきたわけですね、企業誘致を。しかし年数が経っていく中で、県との契約期間や林地開発を調整する中で企業誘致を断念したと。そしてそれが太陽光発電でもっていくという町からの説明がありました。地権者は町の提案に断わることもできず、このままでもだめだという状況下にさらしたわけですね。そして社会的な圧力としかこれはいいいようがないと思います。そこでこの事業に対して、町長は全地権者に対して変更することやその経過についての直接の説明責任を、私は果たしていないというふうに見ておりました。また、今後の対策のことについてもいろいろと、地権者もやむを得ずという形ではいるわけですが、この対策には20年後の保証それから将来、そこが今度企業の活用ができるかどうか、そういった考えをちょっとお伺いしたいというふうに思いますので、町長よろしくお願ひします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

この小金沢の土取り跡地については、私も当初は今議員おっしゃられたとおり若者の定住化対策ということで企業誘致を進めるというようなことでずっと進めて参りました。これは最終的には、それぞれ企業誘致について地権者会の方とお話をさせていただきました。結果として、なか

なかご理解をいただけないと、一部の地権者からご理解をいただけなかったということで途中で断念せざるを得ないというようなことについては以前にもお話をしてきたところでございます。その後メガソーラーというふうな事業がそれぞれ何社かからお話がありまして、様々地権者の方々とご相談を申し上げながらこの事業を進めてきたところでございます。先程、私からすれば、地権者の方々には大変申し訳ないことなんでしょうが、そういうふうなことがあったとすればですね、私はそういうふうなことはない、きちんと地権者の方々にご説明を申し上げ、ご理解をいただいた上でこの事業を進めているというふうなことでございます。

今後の活用、20年というふうな長期に亘る契約でございます。その後の活用という部分については、これも以前にお話をさせていただいておりますが、今後の町の所有というふうなことになりますので、今様々な将来計画もでございます。そういうふうな土地に活用できるものというふうには考えておりますが、ただ、この20年以降もですね、どういうふうな形で、それが基本的には更地というふうな形になりますが、今後のエネルギー状況なりですね、その施設の劣化も含めてですね、どういうふうな形になっていくか、それを全部引き受けてもいいのか、その辺はですね、まだ現段階では分からない部分が大変ありますので、これは経過を見ながら進めていくべきものと、考えていくべきものというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

その町長と住民との温度差は非常に大きいと思います。先程言いましたが、そういう選択をせざるを得ない状況下にやっとなら、社会的行政誘導というのでしょうかね、町民の声に耳を傾けなかったということで、将来の保証も今のところは歩きながら、なんとか世の中の情勢を聞きながらというような話しぶりでございますけれども、ある科学者が話しておりますけれども、太陽光発電のパネルがこれだけの量になったらこれを廃棄する時は相当の、なんというのですかね、ものが出ると、放射能でもないのですけれども、公害的なものが発生するであろうというところまで言っている科学者もいるわけでございます。だから、そういう将来的なところも踏まえた中で、やはり行政指導ということがあるのではないかというふうにも思うのでございます。その辺は業者と話し合ったかどうかということをもう1点お聞きしたいと思いますが、この黄金沢土地開発企業を誘致することを断念したのであれば、土地買収からちょっとずれるところかと思いますが、スマートインターを設置するということは、黄金沢に企業誘致をするためにスマートインターが必要であるという形で物事を進めてきて、県にもそれを要望してずっときたわけですね。それで企業誘致もなく雇用対策もなしということになりますとですよ、そのスマートインターの設置は必要ないと思います。町民も、なぜそこにそれが必要なのだと、目的も達成していないのになぜそれを必要とするのか、そのことがよく分からないということを言っております。私もそう思います。環境保全面から見ても農業振興から見ても全く考えられない話です。

町長は、この黄金沢土取り場の跡地とスマートインターの関係を原点に戻ってもう一度説明していただきたいと思います。パネルの保証の件とそういうところと、2点お願いいたします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

スマートインターチェンジにつきましては、それは一つの黄金沢の企業誘致をやる上で必要な一部であると、それは相乗効果があるというふうなことも以前お話をした経過がございます。ただ、それはそのスマートインターチェンジと黄金沢工業団地が一体というふうなものではございません。ただ、今の黄金沢以外にも高田前の工業団地の誘致、それも当然関わってきますし、あと一番、今回のスマートインターチェンジは観光部門という部分があります。それは当然市街地への通過交通の排除とかですね、様々な要因、渋滞対策も含めてですね、そういうふうなものが最終的にはこのスマートインターチェンジ、そして何よりもそのスマートインターチェンジを使っただけの地域の活性化というものがですね、他の事例にもたくさん出ております。必要性は私は、必要のないというふうなお話を今受けたのですが、逆にスマートインターチェンジが与える影響というものはですね、大変大きいものがあるというふうなことで、今後も進めて参りたいというふうにご考えているところでございます。

議 長（青木幸保君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

パネルの件につきましてお答えいたしたいと思っております。基本的に20年後は更地にして返していただくということで、パネルは廃棄していただくこととなりますが、その場合はもちろん会社で廃棄物の処理に、適正な処理の法に則って処理していただくことは確認しております。ただ、パネル自体の寿命については20年以上持つということもですね、宮崎の方に大きな工場がありましてそこで実験をしているということを知っていて、20年以上持つということになればですね、更にその後も活用できる可能性もあるということも聞いております。

議 長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

全く違う形で進んだということですが、いやスマートインターを建設の時にその話については、今回この提案をする時にもきちんとした当局からの説明がないわけですね。それで地権者会の説明会に行きますと地権者は皆不満を持っていますし、先程も何回も言いますが、要するに右も左も分からないで、これを逃してしまったらもうなんともならないだろうという状況下に追いやっているということです。ということは町民の声を耳にしていないと私は判断するわけですが、それで農業振興、環境保全、そして防犯上、騒音と、非常に平泉の世界遺産が、町長は観光とおっしゃいましたけれども、いや平泉に来てお客さんたちは、緑がきれいでいい、空気がきれいでいい、静かだし建物も低くて見通しが良くてとても癒やされると言って帰られるわけですよ、そこなのに農業の自然の農業振興に対する、あの近辺は体育館のこともなってきましたけれども、スマートインターと黄金沢のこと、黄金沢のあそこはスポットになるかもしれないと言いますが、

ああいう貴金属がああいうところにだーんと出たら平泉としてはやはり不似合いです、はっきりいって。そういう状況下で、なんともそういうことしかできないような状況下に追いやって、それが原点なのかということ非常に私は危惧しますし、町長はやはり町民の声を聞いていないのではないかと、そういうふうに思います。

それで町長は、もっともっと町民の声を聞き、そしてどういうふうなことが平泉にもっといいのかと。何度も言いますが、平泉の将来的ビジョンというそういうのもっとしっかり持って、実績を上げることのみではなくてですね、今非常に大きい事業を町長は途中なわけですよ、体育館、太陽光発電事業、スマートインター事業、道の駅、億単位ですよ。町民はこのお金はどうなるのだと、大丈夫ですよという説明もあるが大丈夫の保証はないわけです。でも、つくってもいいでしょうけれどもそれをどう平泉で活用するのだと。町民が喜ぶような事業ならいいと思います。観光客のみの話にちょっと走っていませんか。そういう意味ではもう一度、このスマートインターと黄金沢の件について町長の、いくら説明しても理解してもらえないから同じことになるのでしょけれども、もう一度黄金沢の土取り場の跡地とスマートインターとの原点、そして地権者との話し合いのところ、ちゃんとした真摯な説明をされたかどうかということをもう一度伺いたいと思います。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

今、観光で来ている方々が風景を、当然私も何度もお話をしておりますが、平泉の風景については大変評価もしていただいていると、景観条例等々ですね、その対策はとっているというふうな中です。ただし今回のスマートインターチェンジについては、景観についてはほぼ、特に問題はないと。高速道路の上に橋梁をつくるかそういうふうなのではなくて、景観については十分配慮した形で対応をするというふうなことで進めたいというふうに考えておりますので。あと当然騒音という部分もあります。ですがそれについては今も高速道路として走っているわけですので、それが新たにスマートインターチェンジができたことによって騒音が発生するということになればですね、これはあと最終的には事業者である東日本道路株式会社とのですね、協議になるのかというふうに思っているところでございます。そういうふうな意味ではですね、当然そういうふうな皆様方の、第1回目ですね、1回目といいますか、地権者の方々の説明会の折にも今ご質問のあったような内容についてご答弁を申し上げておりますが、いずれにしてもそれぞれ不安等々があるというふうに感じております。これは改めてですね、地域の方々にはきちんと説明しないとイケないというふうにも思っているところでございます。

あと、それぞれ事業を進めていく上でのお話ですが、当然私からすれば将来的な平泉のビジョンをどうつくっていくか、それはこの事業にも関わらずですが、他の事業もそういうふうな形で今までも進めてきましたし、それをどう活用してですね、町民につくって良かったなど、そういうふうなものに当然やらないとだめだというふうには思っていますので、その辺はですね、今議員のお話のとおり、今後も地域の方々と十分意見交換をしながら進めて参りたいというふうには

考えております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

この土地の住所を見ますと、一関市赤荻字外山、一関市赤荻字笹谷になっていますね、ここを買うということは平泉町の所有になるわけですね。そうしますとね、平泉町の面積が拡大するのか、地名は変わらないとすれば一関市からの固定資産税とかが発生するのかどうか、その辺のちよっと事情を説明願います。

議長（青木幸保君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

ただいまのご質問ですけれども、町の面積は変わらないで町の所有の土地が増えるということになります。税金につきましては、一関市のエリアにある土地でありますのでそちらに入ることになります。

議長（青木幸保君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

町有地になれば固定資産税は発生いたしません。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

では、特にその税金関係は一関市から請求はこないという理解でよろしいのかな、今の答弁だとね。町が自分の土地に当然掛けませんから、町有だからね。ただ一関市の場所であれば一関市としては平泉町に対して税金を掛けるか掛けないかを端的に答えてくれと言っているのに、分かったような分からないような答弁をされると困るのですが、はっきり答えてください。

議長（青木幸保君）

暫時休憩します。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

午前引き続き、議案第24号を審議いただきます。

2番、大内政照議員の質問に対しての答弁が保留されておりましたので、そこから進めたいと思います。

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

一関市側にある町有地の固定資産税の関係でございましたが、一関市側にある償却資産、メガソーラーの施設がある分につきましては一関市の償却資産台帳に載っておりますので、これは一関市側の方に償却資産として入るものでございますし、土地につきましては、原則的には市町村間の課税につきましては非課税ということになってございますが、ただしこの土地につきましては町がメガソーラーの方に賃貸契約で貸している土地でございます。町の方にも収入がございますので、これは一関市との協議になるかもしれませんが、今後課税になるか非課税になるかにつきましては協議の上決めたいと思っております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

今のような問題点がまだ残っている状況の中です。町長の説明では以前、費用は発生しないという話をかなり強調されてね、是非やるべきだという話があったのですが、私がたまたまこういったお話を指摘して初めて分かったという状況です。これちょっと説明不足もいいところではないですか、今までの説明は結局うそだということにならないですか、おかしいですよ。これ町長の責任だと思いますよ、いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

メガソーラーにつきましてはそれぞれ今までもご説明をしてきたところです。当然その中で協議内容といいますか、当初私といいますか、町として経費はかからない、土地買収については業者の方からの賃貸料を一括していただいて、土地代については7年何カ月分をそれでお支払いするというふうな話をしております。その他経費、税関係とかですね、これは当然相手があるものですし、それは協議の中で発生してくるというのはある程度は想定しておりましたが、今回こういうふうな形になって出てきたというふうなことです。それは当然町の負担というものが発生すれば、それを負担しながら進めていくというふうな形になるかと思っております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

私が聞いているのはですね、今までの説明と前提と違ってきているよという話を聞いているのですよ、あなたの責任はどこにあるのって。責任ないなんていえないでしょう、もう。責任を持って進めてきたことですから責任をとらなければいけないです。そこを聞いているのですよ、どうなのですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

何度も申し上げますが、土地についての購入費については先程申し上げましたとおりでございますので、その他に係る部分については今後、当然一関市がどういうふうなご判断をするかですが、そこは協議の中を見ながら対応して参りたいというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

今回の土地の購入にあたっては、工業団地の時の購入予定地よりも狭くなっているとは思いますが、今回資料によると、町の所有の土地であっても分筆して残地として残す、ここは森林のようだけれども、町の所有でなぜ分筆が必要なのかですね、そういうところは、私の目が錯覚なのか分からないのですが。例えば黄金沢76の10という、（A）、（B）と、これは分筆するということだと思っておりますが、なぜこれ、町所有だったと思っておりますが、これは一地権者でしたか、こういうところが見受けられるのですが、ここら辺の説明を、どうしてなのかということですね。

それと今回ソーラーで必要な部分以外といいますか、これは地権者会の合意による買収というか、それがあつたためだとは思いますが、ソーラーパネルから相当離れたところも買収地になっているようですが、ちょっと離れているんですね、それはどうしてなのか。ここ残地となっていますが残地も買収するのかどうかお聞きします。

議 長（青木幸保君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

町有地につきましては、林地開発の申請に面積の確定が必要でありますので、それを確定して出すということでやっております。分筆しております。

それから残地につきましては、離れたところに土地がある分につきましては、いずれ地権者会との話し合いの中で、今回買収する範囲は土取り跡地を前提とするということで、たまたまこの離れた場所に土取り跡地があつたということになっております。

議 長（青木幸保君）

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

それと買収価格と、変動はないとは思いますが、例えば所有者、平泉町と平泉村がありますが、自治体だから費用がかからないということなのか、ここら辺についての手数料の変更などはないのですか。

議 長（青木幸保君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

町有地につきましては、現在も町で持っていますので買いませんし、他の土地につきましては

一律同じ値段ということで地権者の皆さんと話を決めております。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

林地開発で町の土地であっても分筆してこのような線を描いたわけですが、そうしますとこの林地開発の申請するところは平泉町で1筆で所有するということになるのですか、それとも審査会がありますからそれは別々になるのか、この現状で申請するのか、その辺はどうなのですか。

議長（青木幸保君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

そのまま一筆ごとに分筆して、また新しい地番が付いてですね、申請することになります。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

まずこの地番ですね、取得する土地の中に一関市はないのですか、逆にね。一関市ですよ、市が入っていないのかどうなのか、市の所有地。

それからもう一つは、先程町では残地、分筆がなされたというけれども、当初あの土取りにおいては、黄金沢については90メートルラインだったか、ちょっと定かではないですが、その高さ以下はとらないということになりましてですね、そこに当初計画してとらさるという方々の地権者があったわけです。それが一時、払い下げ、それに対して取下げしたわけですよ。そして、またこれが太陽光発電ということなので、当初の計画にあったものですからそれをまた、いずれ含まれているものですからそれを仲間に入れてくれというような部分があるかと思うのですね、それはご存知ですか、その土地の地盤で。

議長（青木幸保君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

一関の土地につきましては29ページ、一関市赤荻字笹谷42番7先、ここが一関市の市道となっております。市と協議いたしまして払い下げについては了解を得ているという状況であります。

それから、90メートルのラインの関係ですね、碎石というかですね、の話があるということですのでそういう物件があったということはお聞きしていますが、いずれ地権者会の皆さんとソーラー対応で今後やっていくという前提があったものですから、それでやっていただきたいというお話はしております。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

一関市の土地については、先程2番議員から税制のね、固定資産税の関係がありました。これ平泉町、今度逆の場合にですね、一関市がこれに入っているということですから税制はこれから協議をするということですが、それについてね、これから協議するだろうと思いますけれども、税金は方向性としては納めなくてもいい方向で動いているのですか、これは。平泉町としては。それ1点お伺いしますし、それから先程の再生法に基づいて、これは一度取り下げして、私はもう仲間に入らないという地権者が黄金沢では7、8人かなにかあったわけですが、それがこの当初計画に含まれていたということで、この面積がね。それでは私も混ぜてくれと、私も買ってもらいたいと、要するに簡単にすればね、そういうことであればこの付近の土地の人たちも、買ってくださいと言えば、仲間に入りたいと言えば入れるようなことになるのか、その境目というのがあるのか、基準というの。どのような考え方をしているか。最初に土取りはいやだよと言って抜けていったものがまた土取りに、実はメガソーラーがあるから私のことも混ぜてくれとって混ぜるの。それどうなのか。

またその方々は、自分たちは抜けて土を売ったりなんざりしていたわけですね、要するに別な角度で。そういうのは今、土は入り用がないから堤防に持っていくあれもない、個人でね、個人ですよ、やめて。結局仲間からはずれてね、除外申請をして個々に90メートルラインとれないのだから、個々に業者かなんかで決めたわけですね。それで今とらなくなったから混ぜてくれと、いや当初から町では計画にあるからそれをお示ししたわけですからそのとおりにやってくれと、それは簡単にできるものだから、その辺をお伺いします。

議長（青木幸保君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

固定資産税の関係でございますが、先程一関市と協議するというお話をしましたが、固定資産税の非課税の範囲がまだちょっと不確定なところがありますので、まだ協議等はしておりませんが、今後協議して課税、非課税になるかを決めていきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

土をとる範囲につきましては、先程も申したとおり、岩手河川国道事務所が示した土取り跡地のエリアになります。またその中でですね、今回メガソーラーをやるということで、何度も話し合いを持って地権者の皆さんの合意を得て契約書にも印をもらったところでありまして。ただ、その中でそういうふうには抜けてとかですね、別な活用をしたいという申し出があれば、もちろんそちらに活用できることもありましたのでですね、ただ、その方々からそういうお話もなくですね、ありましたので、メガソーラーに活用させてもらうことでの契約書をいただきましたし、その方向で対応するものだと私たちは思っていました。

議 長（青木幸保君）

3 番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

その土取りの除外申請にならない部分があるわけですが、除外申請ならなければ仲間入りされないと思いますが、ただ私はね、これ平泉町にとって、地域住民にとってはそういうメガソーラーもね、こういった町で買ってくれるというものについては大変地域にとってはいいことだろうと思います。であれば、もう少し地域の人たちもね、それ以外に、土取り場以外の人たちも、その方々も含んで面積を広げたいかがですか、であれば。そういうような方々の条件を改ざんしてね、条件を。要するに本来でありますとそれ仲間入りというのはいけません。まだ条件変更もしていませんから。だけれども条件変更をなされるだろうということに含まれていると思います。ただし、土取り場の期限が例えばあったにせよ、他の方あったにせよ、それはできませんといえばこれは仲間入りできないと思いますよ。これは国交省で認めたものですから、除外申請は。町は前の計画地を入れているのですから、これに。阿部チヨノ他、この本人もそうですけれども。その辺はしっかり話をしていましたかということですよ、私は。そういうルールを、どなたでも、そういうものを含めてね。当初計画どおりいいのだというのであれば、やはりその付近の方々も、1回やめた方ですから、私は別に確保できますよといってやめた方ですよ、これ。国交省では省いていますよ、町はこれに入れていますけれども。であればその人も地域おこし、地域の人たちにとっていいことであれば、別な方たちの部分も、部分というかそれを含めて面積を多くして、多くというか、町で買ってもらうような方法に指導したらいかがですか、それだけに限らず。もう少し面積を増やしてもいいのではないですか、その黄金沢の方々、こればかりではなくて。いかがですか。

議 長（青木幸保君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

いずれここに至るまでですね、地権者会の皆さんの土取り跡地の活用ということでの長年の要望がありました。それを受けまして土取り跡地という範囲の中でですね、国土交通省などの協力も含めてやっとこの時期にきたものですから、地権者会の皆さんの意向も踏まえて、地権者会の皆さんが要望したような形でですね、この土取り跡地のエリアの中でですね、現在対応するというのでやってきたので、これの道筋で今後もいきたいと考えております。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

まずお聞きいたします。まずこれを購入した場合の利用がソーラーということになっておりますけれども、このソーラーとの契約、締結をする場合、議会の承認が必要であるかないか、その辺まず第1点。

第2点は、この平面は分かりますけれども、今度のソーラーを建設する場所の高低差はどの位

あるのかということ。高いところと低いところ。海拔というのではなくて建設する場所の高いところと低いところの高低差がどれだけあるのかということが一つと。

あとは最近ソーラーで災害が起きてきているようです。それは何かというと、まず大雨による災害、それと雷による災害が各地でソーラーに対して発生しているというようなことを聞いてございます。その辺は契約するにあたってはどういうふうに考えているのか。

それとあと一つは、今度のこの地権者の方たちは非課税扱いになるのかどうか。譲渡税が非課税扱いになるのかどうか、その辺をお聞きしたい。

議長（青木幸保君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

町がソーラー会社に貸すことにつきましては議会の議決はいりません。

それから高低差につきましては、現在の平場は高低差がありません。平になっております。そのまま使えます。

それから災害につきましては、当然沈砂池、防災池とか設けながら、林地開発の中でですね、災害対応の詳しい対応策を示して許可を得るということになっておりますので、そちらでのソーラー会社での林地開発の中で対応していくことになります。

土地につきましては、譲与税それから所得税が普通にかかってきます。これにつきましては地権者の皆さんに説明会でお話しして理解を得られると思っております。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

今回はこの土地を購入するかしないか、それに対する議決を求めているのでございますけれども、ちょっと脱線しますけれども、これを求めた後にですね、結局本町の条例の中に長期継続契約を締結することができる、契約に関する条例というのが本町にございます。その中の第2条の1項から3項の中にですね、このソーラーという種類の業種が入っていないと思うのですけれども、これはここで決まれば次の条例改正ということで出てくるのかどうか分かりませんが、その辺はどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。20年間ということですので長期契約というようなことのように思いますが、該当するのではないかとこういうふうに思いますけれども、その辺はいかがなものでしょう。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

長期契約に関する条例につきましては、これについては例えばコンピュータシステム等の5カ年の長期に亘る契約でございますとか、その他あと物品の契約でございますとかというものでございまして、今回この土地の賃貸借については、この内容については該当する内容ではないということでございます。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

そうすると確かに適応できるものというのは、電子計算機だとか、あるいは設備機器とか事務機器とかとそういったようなものに限られておりますけれども、ちょっと考えた時に 20 年間もの契約をするということになってくると、ちょっと違うのではないかというふうに思うのですけれども大丈夫なんだな。大丈夫といえばそれまでですけれども、大丈夫ですね。

議 長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

土地の賃貸借につきましては、現在、庁舎の土地につきましても、またはその他の水道施設用地等につきましても、そういう例で賃貸者契約を結んでいる物件ございますので、これは問題ない内容でございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

私はですね、今日初めて…。

議 長（青木幸保君）

討論ですか。

2 番（大内政照君）

反対討論。よろしいですか。

議 長（青木幸保君）

はい、それでは 2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

今日確認したところ、やはり固定資産税は一関市と今後協議しなければいけないというお話だったのですね。そうするといくらかかるのか、かからないかもしれないですけどもね。そうしますと今まで町長が説明してきた内容と前提条件が全く違うのですよね。これ私ね、町民の皆さんに説明できないですよ。これで今日、買いますよということを議決するとすれば、なんか分かったようで分からないような内容に目をつぶって賛成するということになる、これはちょっと町民の皆さんに私は説明できません。

そういう意味でね、むしろそういった前提、疑問点が出た、今日出た話をね、再度煮詰めて、今回は私は反対しますが、再度煮詰めたものをまた次回にでもね、はっきりしたものを出すべきではないかと。それでその計画自体ですね、投資計画といいますか予算上の計画ね、いくらかかって賃貸がこうでとかなんとかという計画が、数字自体が変わってくるわけです。それを再度つくり直して議会に提出するのが筋ではないかと思えますよ。

だって町長はね、とにかくかかった費用は発生しますと言うだけでしょ。いくらかかるのか、いくら町民の負担が増えるのかということが全然説明になっていないではないですか。これではね、私は町民の皆さんには説明できません。こんな無責任なことはできません。町長がこの場ではっきり説明できそうにもないような案件はね、やはり取り下げるか、議会では反対するか、それで次の議会に提案するという形にしてもらわないと私は納得できませんし、町民の皆さんに説明できません。そういうことでちょっとこの問題については反対させていただきます。以上です。

議長（青木幸保君）

次は、賛成側の方ありますか。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

賛成の立場から述べさせていただきます。私はこれだけの土地を今有効活用すべきであると、更には安定した固定歳入が本町には望めるということと、今各地でソーラーの建設が頻繁に、原発に代わるものだという事で日本全土がそれに向かっていようございまして。そんな中、今回のチャンスを逃せば二度とこの問題についてはこの土地にはこないだろうというふうを考えます。更にはこのまま延ばしますと現地は荒廃し、更には賃貸借の金額にも影響を及ぼしてくるのではないかとこのことを考えます。

以上のことを考えた場合、中身を更に契約時に検討することを求めまして、私は本案件については賛成の意見でございます。以上。

議長（青木幸保君）

それでは、次は反対の立場での討論の方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

ありません。

それでは賛成の立場の方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで討論を終わります。

それでは、これから議案第24号、財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 多 数）

議 長（青木幸保君）

挙手多数です。

したがって、議案第24号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第16、議案第25号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

議案書30ページをお開きいただきたいと思います。

議案第25号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、30ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。

1 款町税、2 項固定資産税1,945万5,000円、これは現年課税分の増額でございます。

1 3 款国庫支出金2,249万円、1 項国庫負担金1,554万1,000円、これは道の駅整備事業負担金の増額でございます。2 項国庫補助金656万7,000円、これには臨時福祉給付金給付事業費補助金500万円の増額が含まれております。3 項委託金38万2,000円。

1 4 款県支出金1,992万4,000円、2 項県補助金1,963万9,000円、これには地域経営推進費921万6,000円の増額、生活再建住宅支援事業補助金654万1,000円の増額が含まれております。3 項委託金28万5,000円。

1 5 款財産収入、2 項財産売却収入230万4,000円。

1 7 款繰入金、2 項基金繰入金1,145万3,000円の減、これには公共施設等整備基金繰入金900万円の減額が含まれております。

1 9 款諸収入205万1,000円、4 項受託事業収入37万円、5 項雑入168万1,000円。

2 0 款町債、1 項町債760万円、これは道の駅整備事業債の増額でございます。

歳入合計6,237万1,000円。

次に、議案書31ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費485万9,000円。

2 款総務費381万2,000円、1 項総務管理費76万7,000円、2 項徴税费74万円、4 項選挙費208万6,000円、5 項統計調査費21万9,000円。

3 款民生費1,178万9,000円、1 項社会福祉費995万2,000円、これには臨時福祉給付金500万円

の増額が含まれております。2項児童福祉費183万7,000円。

4款衛生費506万8,000円の減、1項保健衛生費447万7,000円の減、これには職員給料526万円の減額が含まれております。2項清掃費59万1,000円の減。

6款農林水産業費2,924万9,000円、1項農業費2,968万円、これには道の駅整備事業実施設計業務委託料2,978万3,000円の増額、同事業の実実施設計業務委託負担金1,400万円の減額、多面的機能支払市町村負担金1,221万8,000円の増額が含まれております。2項林業費43万1,000円の減。

7款商工費、1項商工費414万5,000円の減。

8款土木費819万7,000円、2項道路橋梁費109万7,000円、3項河川費38万2,000円、4項都市計画費671万8,000円、これには生活再建住宅支援事業補助金654万1,000円の増額が含まれております。

9款消防費、1項消防費80万円。

次に、議案書31ページの裏をお開きください。

10款教育費1,287万8,000円、1項教育総務費163万3,000円、2項小学校費20万1,000円、4項幼稚園費4万1,000円の減、5項社会教育費1,108万5,000円。

歳出合計6,237万1,000円。

次に、議案書32ページをお開き願います。

第2表、地方債補正でございます。追加でございます。起債の目的は、道の駅整備事業。限度額は760万円。起債の方法は、証書借入又は証券発行。利率は3.0%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。としようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

14款県支出金についてでございます。歳入の中で、これについて総務費の県補助金が、この県支出金の関係で1,900万円、この補正額についての、この位に補正をしたという、補正ができたという内容のポイントを聞かせてもらえれば。

それから1款町税の2項固定資産税でございます。これずいぶんあれですが、ページは32ページの裏、これ補正額で1,945万円、先程は現年課税分ということでお話ししましたね、でもこれに対しても前年度から見るとずいぶんお金が伸びているのだなということで、その分の課税の徴収部分についての説明。歳入についてはいいことですが、補正額ですね、そこのところ

を説明。

議長（青木幸保君）

どっちのことですか、どっちも。

3 番（阿部正人君）

32ページの裏ですよ、歳入の面のところの1款2項1目固定資産税の補正額の部分増えているのね。

議長（青木幸保君）

阿部正人議員、マイクから離れたり近くだからちょっと聞き取りにくくて、質問の内容が把握できていないようですので、もう一度最初からマイクに向かってきちんとお話ししていただきたい。

3 番（阿部正人君）

14款県支出金についての、30ページの裏の歳入の部分の、ここにあります県支出金の中の1,900万円ちょっと、この部分についての説明を、ポイントね、これ先程お話ししました。

それから32ページの裏でございます。歳入の面の1款2項固定資産税、補正額の1,945万5,000円ですか、補正額ね、これについてのこれは説明がありました。課長から、現年課税分だと。前年に比べてずいぶん伸びているなど、伸びている原因の部分、いいことでしょうかけれども、それをお知らせ願いたいということです。

それから、33ページの13款3項3目土木費委託金、北上川上流堤防除草業務委託金ですが、これ北上川のどの辺の部分なのか。これ歳入も歳出も同じ、歳入は国からもらっている金額をそのまま使ったのだらうと思うけれども、まだまだこの北上川の上流の除草についてまだあるわけですが、この38万2,000円の部分というのはどの部分なのか、その分をお知らせ願います。

それから同じ33ページ、14款2項1目総務費県補助金、補正額921万6,000円、これ地域経営推進費とありますがこの地域経営推進費は何なのかという、ちょっとこの説明です。そのところをお願いします。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

初めにですね、30ページの裏の歳入の14款県支出金の今回の補正額総額1,992万4,000円のこの内訳ということでございましたけれども、よろしいでしょうか。その内訳につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書33ページをご覧くださいと思います。この中の下段の14款県支出金、2項県補助金の各目がございます。この目に該当する内容でございます、一つが1目総務費県補助金の921万6,000円、先程あとでご質問いただきましたけれども地域経営推進費でございますし、3目の衛生費県補助金の63万円、5目農林費県補助金の324万8,000円、7目土木費県補助金の654万5,000円で、県補助金合計が1,963万9,000円となりますし、その裏でございます。その裏の14款県支出金の3項委託金の中の1目総務費委託金が8万5,000円、5目教育費委託金が20万円で、委託金合計については28万5,000円でございます。この28万5,000

円と先程の県補助金の1,963万9,000円をプラスしたものが県支出金の総額の1,992万4,000円でございます。

それから、その後にご質問いただきました地域経、33ページ、14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金の地域経営推進費の内容でございます。これにつきましては当初予算ではですね、歳出のみの計上でございます。また歳入、地域経営推進費という形の県の補助事業が確定をしてございませんでしたので予算計上してございませんでしたが、今回県からの決定通知がございまして、今回歳入として計上させていただいたものでございます。事業の内訳につきましては、一つが世界遺産登録3周年記念特別事業が一つ、544万4,000円の事業費でございます。もう一つが東稲山桜情景復活整備計画作成事業ということもございまして、これが185万5,000円でございます。それから外国人観光客誘致推進事業が131万3,000円、一ノ関駅屋上看板の改修事業が60万4,000円でございます。合計額で921万6,000円の県補助金の内示をいただいたところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

32ページの裏の歳入、1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税の増額の理由でございますが。補正の額につきましては主に償却資産の固定資産税の増額によるものでございます。平成26年度当初予算における償却資産に対する固定資産税の算定につきましては、賦課期日が平成26年1月1日、これは平成25年1月1日から12月31日までの分でございますが、1月1日現在での償却資産台帳に記載されているものを基準として予算を組んでおります。しかしながら平成26年1月1日現在の償却資産の増減につきましては12月の、1月中にですね、事業主の方から申告を受けておまして、その金額が決まるのが3月末ということもございました。つきましては当初予算要求の時期までにはちょっと間に合わないということもありましたので、その申告に対応する税額につきましては1,945万5,000円でございますが、6月補正で増額予算補正したものでございます。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

33ページの一番上の13款3項3目土木費委託金38万2,000円、北上川上流堤防除草業務委託金あるいは40ページのこれは支出の部でございますけれども、8款土木費の3項河川費、2目河川維持費の委託料38万2,000円、これにつきましては国土交通省より北上川の堤防の除草、場所につきましては今摺沢側の排水ピットの工事をしているところにあります一筋橋から桜岡橋までの両岸、そして黄金沢川につきましては黄金沢橋までの区間の草刈りを国土交通省の方から委託を受けているものでございまして、今回の補正につきましては、人件費あるいは燃料費の増ということで国土交通省より補助金の増額を受けたものでございます。

議 長（青木幸保君）

3 番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

ありがとうございます。もう一つ、今の鳥畑建設水道課長の部分の、これは太田川、建設省の裏、国土整備局で管理なされている太田川沿いね、バイパスの関係のあそこのところで雑木ではなくて、太田川に入れる流木ですね、ああいったものの景観、あの辺のあたりの補助というか、補助があって、住民からも要望がありましたけれども、ああいうものに対しては補助が、予算が出るのではないかという、そういうようなお話もあったのですが、その分については一向に前に進みませんか。太田川の部分のあそこの荒れ果てたあれですね、上流ですよ上流、バイパスと太田川のぶつかったところね、陸橋のぶつかったところの部分ですが、あそこずいぶん荒れてるのですが、要するに一筋地区の部分のちょっと裏の方ね、北側の部分、住民でもよくあそこずいぶんひどいなというようなことありますが、あれも国交省の管轄でございますけれども、あれも大分ひどいのだなと思っていましたけれども、これは予算は話はしていますという私、前々回の時にお話しされて、質問した時にお話しされましたけれども、その辺あたりのお話ありませんか。話というか前の進み、その1点とね、それから一つ新しく加えて、41ページの裏の10款教育費の中の5項社会教育費、これちょっと変わりますが社会教育指導員の報酬が122万4,000円、先程153万円ということだったのですが、この122万円と、これ格式、段階があつてのこの値段なのか、その辺の部分の誤差の部分について。その指導員の質の問題でこういう値段というか報酬になるのかどうなのか、その辺をお伺いします。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今のご質問は、太田川の川の中にある木の支障木ということであれば、昨年に実はバイパスから下流の方につきましては国土交通省の方の管理計画に基づいて最小限の伐採は国土交通省で行っております。今お話のありました区間については、実はそういうお話については建設水道課の方では聞いておりませんでしたので、もしそういうお話があるのであれば、調査をした上で国土交通省の方にお話をしたいというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

先程議決をいただきました特別職の職員の報酬について議決をいただきました。議決をいただいた内容が月額15万3,000円ということですので、これから年度途中で配置をしようとするもので、9カ月分の報酬額ということで9カ月をかけまして122万4,000円を上程したところです。よろしくお願ひいたします。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

37ページの裏、4款1項3目、毛越公葬地災害復旧工事費、これはどういった中身のものなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

そして38ページの裏、6款1項3目、道の駅整備事業実施設計業務委託料2,978万3,000円、これはどういう方式の入札を行うのか、その辺をお聞きしたいと以上です。お願いします。

議長（青木幸保君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

37ページ裏の4款1項3目環境衛生費の15節工事請負費483万9,000円の方でございますが、これにつきましては昨年7月の大雨の災害の時に公葬地の法面が崩壊しました。その災害復旧工事ということになります。ちょっと工法につきましてこれまで検討してきました。それで今回は法面の崩れたところは土の分だったのですが、地盤が岩だったということで、その部分に金網を張って、そして植栽していくというふうな方式で復旧するという形でございます。それ以外にも工法的にはブロック積み工法も検討はいたしました。費用的に700万円以上かかるようだったということで、いくらかでも安い方法ということで、そういったような工法で今回毛越公葬地の災害復旧を行うということでございます。

議長（青木幸保君）

公葬地といってもどこの公葬地なのか。

町民福祉課長（菅原克義君）

毛越公葬地です。すみません、毛越公葬地になります。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

38ページ裏の6款1項3目13節委託料の道の駅整備事業実施設計業務委託料2,978万3,000円の入札方式ということでございますけれども、これにつきましてはプロポーザル方式を予定してございまして、建築時の実施設計と盛り土等が必要になってきますことから、一般土木のコンサル、建築のコンサル等をそのジョイントベンチャー方式での指名をした形でのプロポーザル方式で実施しようとするものでございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

毛越公葬地の問題は分かりました。この工事についてはそろそろ8月ということで、皆ふるさとに墓参りを兼ねてくるといったような場所でもあるので、これ果たしてお盆までに間に合うのか間に合わないのか、その辺をお聞きしたいということが一つです。

あと道の駅のことについては、そのプロポーザル方式はよろしいのですが、その評価といたしますか採点といたしますか決定といたしますか、そういった出された意見の審査員、こういったよう

なのはどういうふうを考えているのか、そこをお聞きしたい。

議長（青木幸保君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議決をいただきました後の工事ということになりますので、入札等の期間とかかかりますので、お盆前にはちょっと無理でございます。それでお盆で利用される方に支障のないように配慮しながら工事はしたいということで考えております。そういうことでございます。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

応募されたプロポーザルの内容審査についてでございますけれども、これにつきましては国土交通省と平泉町が実施する事業になりますことから、国交省からと後は平泉町役場、それから管理運営主体です、今その組織化を進めてございますけれども、その中から何名かを選定いたしまして選考委員会を立てまして、その中で選定していくという方法を今検討しているところでございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

今の高橋議員の関連なのでございますけれども、38ページの裏の6款1項3目、道の駅整備事業実施設計業務委託料に関して三者という形で入っていくということなのですが、今後株式会社を立ち上げるという、そういったところのこれからの目途といいますか、そういったところを指定管理という形になっていくと思うのですけれども、そこが今回6月議会では出ていないのですが、次の9月あるいは12月頃にそういった契約ですね、指定管理の契約という形が出てくるのかどうか。それから、この実施設計の中の平米というか広さというか、そういったことも実際に議会の方に示されるのか。そしてその株式会社化する時のそういったことが議会の方に諮られるのか、そこをお願いいたします。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

升沢議員から、最終的には株式会社等の管理運営主体を組織化した段階で、その時期でございますね、その時期につきましては来年の12月までには組織化したいと思っております。それにつきましては、最終的には、その建物の管理運営につきましては指定管理者の選定ということになります。それについては議会の議決案件でございますので、来年の12月定例会にはその案件を提案したいというふうを考えてございますので、その前に株式会社等の組織化を図りまして、それらをもって提案に進みたいというふうを考えてございます。

それからそれらの詳細、実施設計も含めた形でのそれらの内容につきましてでございますけれ

ども、いずれこれから実施設計等が進んでいくわけでございますけれども、それら随時ですね、その時期を捉えながらですね、議会の方につきましては全員協議会等を開催させていただきまして、その中で詳細にご説明をしながらご理解をいただくような形で取り進めて参りたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

ちょっと思いますに、やはり主体となる運営主体のところの実施設計とかですね、そういったところでかなり主体的に入っていないと、やはりいいものがないというふうに思うのですが、それが来年の12月までにということは今答弁がありましたけれども、そこまでそういった責任者というものが決まらないのか、ちょっとそこを疑問に思うのですが、それについてお聞きします。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

私、今答えましたのはですね、最終的に正式な法人組織というふうになるのが来年の12月までにはという話でございます、実際的に今その運営団体の中心をなしていただく方々、7名の方々とはですね、現在も密にですね、打ち合わせ会、検討会を進めてございますので、その中の方々を、今回実施設計を発注いたしまして、その中で協議をする際には、国交省、その管理運営団体のメンバーのどなたか、それから役場、三者がそろいながら意見等を反映しながらですね、使いやすい構造等にしていくというふうな内容で進めたいというふうに考えてございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありますか。

（「はい」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは質疑の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時18分

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

引き続き質疑を行います。

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

33 ページの裏にございます15 款財産収入、これは端的に土地売却収入230万4,000円、どこ

の土地なのか、どういう目的で売られたのかお聞かせください。

それと先程から草刈りの部分が、6款2項2目林業振興費のところでも刈払委託料ございますが、これらはどういうところに委託する予定になっているのかお知らせ願いたいと思いますし、これは38ページの裏にございます、6款1項3目19節負担金補助及び交付金のところにあります地域連携販売力強化施設実施設計業務委託負担金ですか、減額になっておりますがこれがどういうことなのかということと、その下にございます多面的機能支払市町村負担金というのは、これはどういう事業に対する負担金なのかお知らせ願います。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

初めに、33ページの裏のですね、15款財産収入の2項財産売却収入230万4,000円の内訳でございます。これにつきましては2件でございまして、1件が長島の竜ヶ坂地内、もう1件が平泉の田面地内でございます。長島の1件につきましては雑種地の土地がございまして、そこを資材置き場として使用したいという申し出がございまして売り渡した内容でございまして、もう1件につきましては、田面地内につきましては、町道新井田線を4号側から通りまして新井田橋を渡りまして高速のボックスに入るわけでございますけれども、ボックス手前の部分に集中豪雨等が降りました際に水没してですね、家屋への侵入に対して支障をきたすというところがございました。そこの方からの申し出によりまして支障の起きない部分の町道と雑種地、一部雑種地がございましたので、その雑種地の払い下げの申請がございましたので、その場所についての払い下げをしたところでございます。

額につきましては、長島の資材置き場として売払った土地につきましては4,045円でございますし、平泉の田面地内につきましては230万1,774円という価格で売り払いをしているところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

8款3項2目、北上川上流堤防除草業務委託料、この委託先につきましては例年一関地方森林組合、そちらの方に業務委託をして作業をしているところでございます。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

6款2項2目林業振興費の13節委託料の件ですが、これにつきましては地域経営推進費、県の補助金を使ってですね、西行桜の森のいわゆる束稲山の桜情景復活というものを、当初は臨時職員で刈払い等もやろうということでしたが、その共済費、賃金、上の方にありますが、それを地域経営推進費を使うということでシルバー人材センターの方に委託をすると、その作業を、ということでシルバー人材センターの方に刈払い等を委託するというふうに切り替えた内容

になっております。

また、38ページの裏の6款1項3目、地域連携販売力強化施設実施設計業務委託負担金というところですが、これは当初道の駅の部分の実施設計については国土交通省が平泉町からですね、委託を受けてやるということだったのですが、途中から、いや、やはり平泉町にお願いしますということでしたので、ここの負担金は減額させていただいてという内容です。

あとは6款1項3目、多面的機能支払市町村負担金の部分につきましては、これは従来国が進めておりました農地・水保全管理の事業がありましたが、そういったものを含めてですね、水田の、農地のですね、多面的機能を有効に農地の保全活動をしましょうと、これを国が交付金として出しますということで、今回平泉町は全体の事業のですね、4分の1を負担するということになりまして、これは県の方に負担金として出してやるわけですが、先程いいました農地・水保全管理がいろいろ名称を変えて、今回、従来のその農地の保全管理をやっていた中身を、大体町の方でいろいろ聞き取り等もしまして面積等を大体予測しまして予算化したものですが、今後きちんと各地域から申請手続きを経ましてこの精算をしていくということですので、恐らくは12月、3月にまた補正予算で対応してくるものになるということでございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

はい、分かりました。シルバー人材の話が出たのでお聞きしたいところですが、シルバー人材ができた時ですね、これができた当初は公共事業の部分が相当パーセンテージ高かったのですが、追々は半分以上は民間で稼ぐように方向性を言われたような記憶がございますが、最近の新聞を見ますと今までにない受注額で、その構成比で見てもですね、民間の部分が半分にも満たない、ほとんどが公共事業でこの好成績になっているのですが、このことについて町はどういう指導なりどういう見解を持っているのか、お尋ねします。

議長（青木幸保君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

町といたしましては、やはり貴重な地域の人材ということもある意味生きがい対策でもありますし、そういうこともありまして、できるだけ頼めるものはお願いしたいということでやっておりますが、いずれ最近はですね、お話を聞くと民間の福祉施設とかですね、そういうこともいろいろ入ってきてですね、そちらの対応も増えているとは聞いておりますが、いずれお願いできることはお願いしながら地域の努力の雇用活性化につなげていきたいと考えております。

議長（青木幸保君）

ちょっと違うのです。

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

公共事業についても多く受けてもらっていますが、いずれ民間の事業についてもですね、でき

るだけ受けてもらいたいという話をしながらですね、今後ともできるだけ自立できるようにですね、民間サイドでの対応もできるようにですね、話をしていきたいと考えております。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

もう設立して何年になるのでしょうか。ですから当初から心配されていたことが今でもそのまま行われているということが心配なのです。いえ、この人たちは使うなどではないのですよ、その指導方法がどうなのですかということです。だから当初は、公共事業でパーセンテージは高いけれども追々は民間の比率を高めるという目標がいわれたのにも関わらずどんどん頼んで協力していつて、どこまでも伸ばしてもらって結構ですが、設立の趣旨はそういうことではなくて、もっと公共の部分だけに頼るのではなくて民間の部分も開拓しなさいよという部分で、どういう関与の仕方をしていくのですか、指導もしなくていいと、高橋課長の方針ではどんどん頼めるものは頼んで公共の部分はどんどん頼んでいくよという方針なのですか、そこら辺を聞きたい。

議長（青木幸保君）

高橋観光商工課長。

観光商工課長（高橋和夫君）

いずれ今議員おっしゃったようにですね、できるだけ民間のを受けながらですね、民間のサービス機関としてですね、自立していくという方向は確かにそのとおりだと思います。いずれそこら辺、確かに時間が経ってしまったのですけれども今後もですね、話し合いながらそういう方向でですね、話し合いを進めていきたいと思えます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

それではですね、35ページの下のところ。一番下の方にILC関係の負担金が、会費だと思のですが3万円あります。今回補正で3万円ということなのですが、当初予算でも組んでいるのかどうかですね、ちょっと確認はしていないのですが。どうも一関市とか奥州市の様子を見ているとね、平泉町があまりにも消極的な印象を受けるのですよ。ILCを誘致しようとかなんとかという垂れ幕をね、庁舎に下げるとかですね、なにかそういう様子が全然見えなくて、ただ庁舎の中に旗を何本か設置しているような感じを受けるのですが、どうなのでしょう、もう少し積極的にやるなにか方法というのは考えているのですか、会費を負担するだけではなくて、いかがでしょう。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

ただいまのILCの普及に対しての施策でございますけれども、ご指摘いただきましたとおりでございますが、予算措置としましては懸垂幕等による啓発ということも考えてございまして予

算措置はさせていただいてございます。いずれそれについては遅くなく対応していきたいというふうに思っておりますし、ただ各課対応にはなりますけれども、今年度から一関市のお声がけ等もございまして連携した形でのですね、視察研修KEK等の視察もさせていただいたところでございますので、それらを来年度に向けましてですね、それらの内容を子供等も含めた形で充実をしながらですね、普及啓発を進めていく中で日本への誘致、またはその北上高地への誘致というふうな形でつなげていきたいと思っておりますし、それらの有効活用につきましても一般質問等の答弁でお答えしましたとおりでございますけれども、そういうふうな中での流れの中で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

直接数字とは関係ございませんが関連でお話したいと思っておりますが、6月8日に奥州市衣川区で流鏝馬の大会、競技会がございました。その中で名前が奥州平泉流鏝馬の競技会ということなのですが、いろいろ平泉ナンバーの関係とかというので、こういった連携をとりながら、こうやっておるわけでございますが、一つそういうお祭りをとりますと、さて平泉の流鏝馬どこでやっているのかという、そういう話もございまして、これからも当局としてはどんどん、どんどん平泉の名前を使っていいですよという形でやっていくのかどうかですね、お聞きしたいと思いますし、今回奥州市の方でそういう名前を使ってやるという時にお話があったのかどうかもお伺いしたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

他の自治体がですね、平泉町という名前を使ってのいろいろな形でのイベント等に対する承認関係でございますけれども、これにつきましては特にこういうイベントを開催する、こういう名前を付けてイベントを開催するので名前を付けさせていただきたいという形での申し出はなかったと記憶しておりますし、今回の流鏝馬、名前そのものはもしかして今年からの名前かもしれませんが、その流鏝馬の行事そのものは数年前からやっているような形で記憶しているところでございます。特にいずれ今回の名称使用についてのですね、承諾行為等の申請等はなかったというところでございます。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

もう既に6回目ということのようでございます。2009年から始めたということで、どういうわけか今回は平泉という名前を付けて、名称変更をしてやったという話なのですね。

いろいろとなかなか言いにくい部分があります。逆に平泉という名前をどんどんうまく利用して使ってくださいというのも一つのあり方であろうかと思っておりますけれども、今回は今回でまたそ

の後にもですね、そういう形で出たとしても、これはまず広い気持ちで見た方がいいのかという、そういう思いでもいいのかというところの分を聞きたいと思います。

いずれこういう話は、一つあるとないという形にならないと思います。やはりあるところできちんとか利用したいという部分があれば、やはり名称を使いながらやっていく形になってくるのだと思いますので、そこのところを丸きり大っぴらな形で、なにも規制を求めるとかそういう話ではなく、基本的にはこちらの考え方もやはりある程度持っていなければいけないかと思っておりますので、そこのところはどのように考えておりますか。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

平泉の名称を活用するという点については特に規制するものでもないと思っておりますし、もちろん法に縛られるものでもないと思っております。いずれこういう中で、これから世界遺産につきましても拡張登録を目指す同じ地域という中でございますので、有効な形で活用していただくものは結構ではないかと思っております。ただ、この中で当地方がそういう形で全国的にも周知度を、認知度を広めていくというふうな形で利用されるという方向であれば問題ないのではないかと、ただこれが逆に悪い方向の形で利用されるような内容であれば、それに対しては町といたしましてもそういう内容に活用した方に対しましてはですね、注意等をすべきものであるというふうには認識しております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第25号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第25号、平成26年度平泉町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第17、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は、千葉とみ子君を推薦したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は、千葉とみ子君を推薦することに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第18、発議第1号、総務教民常任委員会所管にかかる調査についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

提出者、寺崎敏子。賛成者、小松代智議員、高橋幸喜議員、升沢博子議員、佐藤孝悟議員、大内政照議員。

総務教民常任委員会所管にかかる調査について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

ページをめくっていただきます。総務教民常任委員会所管にかかる調査について。1、高齢化社会に向けた対応策について。2、人口減少と定住策について。3、教育環境の整備について。上記について、閉会中に総務教民常任委員会が調査を行う。提案理由、議会審議に役立てるため。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号、総務教民常任委員会所管にかかる調査についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第1号、総務教民常任委員会所管にかかる調査については、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第19、発議第2号、産業建設常任委員会所管にかかる調査についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

発議第2号、産業建設常任委員長の佐々木雄一です。賛成者は、千葉勝男、石川章、阿部正人各議員でございます。

産業建設常任委員会所管にかかる調査について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

裏をお開きください。産業建設常任委員会所管にかかる調査について。1、社会基盤施設について。2、農業振興策について。3、観光振興策について。上記について、閉会中に産業建設常任委員会が調査を行うというものでございます。

提案理由、議会審議に役立てるためでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号、産業建設常任委員会所管にかかる調査についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第2号、産業建設常任委員会所管にかかる調査については、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第20、発議第3号、現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

発議第3号、提出者、寺崎敏子。賛成者、小松代智議員、高橋幸喜議員、升沢博子議員、佐藤孝悟議員、大内政照議員。現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の提出について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

読み上げます。

現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書（案）。

69年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二つの都市を一瞬にして壊滅させ、多くの人の命を奪いました。それから、今日まで被爆者は、いのち、からだ、こころ、くらしの被害に苦しめられてきました。

被爆者は、「ふたたび被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器の廃絶」と「原爆被害に対する国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきました。この願いは被爆者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもあります。

国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下現行法と表現する）によって被爆者施策をおこなっています。しかし、原爆被害に対する償いはなされていません。それは、現行法が原爆被害を初期放射線被害に限定していること、高齢化した被爆者に対する施策としていること、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」としていること、戦争被害受忍論の立場に立っていることによります。

ふたたび被爆者をつくらないために、国民の命を守り、日本国民が安心して、安全に暮らすためにも、現行法は原爆被害に対する国の償いを内容とする法律に改正される必要があります。

原爆被害に対する国の償いは、国が原爆被害を償うことによって、ふたたび被爆者をつくらない誓いを、宣言するものです。

やがて、被爆70年を迎えようとしています。一日も早い国の償いが求められています。

下記項目を中心とする「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正が行われますよう要望します。

一、ふたたび被爆者をつくらないとの決意を込め、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。

二、原爆死没者に償いをする事。（1）原爆死没者に対して謝罪し、弔意を表すこと。（2）原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。（3）原爆死没者が生きていた証として原爆死没者名を碑に刻むこと。（4）8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること。

三、すべての被爆者に償いをする事。（１）戦争によって原爆被害をもたらした事、原爆被害を放置し、過小に評価してきた事について謝罪する事。（２）すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害をもつ者には加算する事。

ページをめくってください。

（３）被爆者の健康管理と治療・療養及び介護のすべてを国の責任で行う事。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月17日、岩手県平泉町議会。

よろしくご審議お願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号、現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第3号、現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第21、発議第4号、議員による海外研修視察の実施についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

発議第4号を申し上げます。提出者は私、千葉勝男。賛成者、佐々木雄一、高橋幸喜、升沢博子、佐藤孝悟、それぞれの議員でございます。

議員による海外研修視察の実施について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

裏をご覧ください。

議員による海外研修視察の実施について。

平泉の文化遺産が世界遺産に登録され、国内外から多くの観光客が訪れているところでありま
す。この遺産を保護・保全し後世に伝えていくという大切な責務を果たさなければならないこと
はもとより、追加登録に向けた運動を強力に進めていかなければなりません。

また、国際リニアコライダー（ILC）の国内建設候補地として北上高地が選定されたことに
伴い、今後の地域づくりが大きな転機を迎えようとしています。

こうした解決すべき課題が山積しているなか、これらを可及的速やかに解決し、本町をさらに
発展させるためには、広い視野に立った施策を議会（議員）自らが探求し、行政に反映させるこ
とが極めて重要であります。

このような状況の下、本町議会の活動として世界遺産を総括するユネスコ本部、多くの世界遺
産を抱えるフランス及び欧州原子核研究機構（CERN）のあるスイスを訪問し、国際的な行政
施策を現地に学ぶ一環として本町議会議員全員による海外研修視察を下記により実施すること
を発議します。

記、1、実施期日、平成26年6月30日～7月6日までであります。

2、研修視察地、フランスおよびスイス。

3、研修視察目的、（1）ユネスコにおける世界遺産登録の実施調査。（2）世界遺産の保存
とまちづくりに関する行政施策の実態把握。（3）農業と観光を連携させる行政施策の実情調査。
（4）欧州原子核研究機構を核とした街づくりの実情視察であります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号、議員による海外研修視察の実施についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第4号、議員による海外研修視察の実施については、原案のとおり可決され

ました。

議 長（青木幸保君）

以上で本定例会に付議された全ての議案が議了しました。

閉会宣言をします。ご起立願います。

これをもって、平成26年第2回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦勞様でした。

閉会 午後2時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署名議員 阿 部 正 人

同 寺 崎 敏 子